

慶弔規程

1. 目的

会員の慶弔に際し、法人として必要な手続きを定める。

2. 対象範囲

当該日前後1週間に、当法人に連絡のあった以下の慶弔を対象とする。

- ① 本人および本人の配偶者、実子の死亡
- ② 本人の結婚および実子誕生
- ③ 本人の業務上での災害（負傷）
- ④ 本人の受勲等公的機関からの表彰
- ⑤ その他理事長が必要と判断した慶弔

3. 本人および本人の配偶者、実子死亡の場合

葬儀に間に合う場合は供花一对と弔電、間に合わない場合は弔電のみ打電することとする。
葬儀への参列および香典は法人としては行わない。

4. 本人の結婚および実子誕生の場合

祝電のみ打電することとする。

5. 本人の業務上での災害（負傷）の場合

負傷の程度により、理事長の判断で必要なお見舞いを行う。

6. 本人の受勲等公的機関からの表彰の場合

祝電のみ打電することとする。

7. その他の場合

理事長の判断により、必要な慶弔を行う。

制定・改定 平成 28 年 月 日

起案	審査	承認
平成 28 年 6 月 1 日	平成 28 年 7 月 23 日	平成 28 年 月 日
事務局長 前川 行弘 印	理事会	理事長 山田 康弘 印